

隠岐の島町地域おこし協力隊・集落支援員 SNS 運用方針

この運用方針は、隠岐の島町（以下、「本町」という。）は、隠岐の島町地域おこし協力隊（以下、「協力隊」という。）及び隠岐の島町集落支援員（以下「支援員」という。）の活動や、町の取り組みやイベント等の情報の他、町の魅力等に関する情報発信を行う Facebook 及び Twitter 等の SNS（以下、「SNS」という。）の運用について、隠岐の島町ソーシャルメディア運用指針（平成 30 年 3 月 15 日訓令第 7 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとします。

1. 運用目的

協力隊及び支援員の活動状況や、町の観光情報をはじめとする地域の様々な情報等を広く発信し、相互にやり取り行うことで、本町外の方に隠岐の島町に興味を持ってもらうとともに、本町内の方にも隠岐の島町の魅力を再認識・再発見していただき、地域活性化に繋げていくことを目的とします。

2. 公式アカウント

（1）Facebook

- ① アカウント名 隠岐の島町地域おこし協力隊・集落支援員
- ② URL <https://www.facebook.com/okinoshima.rangers/>

（2）Twitter

- ① アカウント名 【隠岐の島町】地域おこし協力隊・集落支援員
- ② URL https://twitter.com/Oki_chiiki

（3）Instagram

- ① アカウント名 【隠岐の島町】地域おこし協力隊・集落支援員
- ② URL https://www.instagram.com/oki_chiikiokoshi/?hl=ja

3. 運用時間

不定期に掲載することとし、原則として、祝祭日及び年末年始を除く 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に行います。

4. 運用体制

管理者は隠岐の島町地域振興課長とし、掲載記事責任者は協力隊及び支援員が所属する所属長、投稿者は協力隊及び支援員又は本町職員とします。

5. 情報発信の内容

- ・ 協力隊及び支援員の活動状況の発信

- ・本町に関する情報及びイベント情報の発信
- ・上記を紹介するインターネット配信記事、写真及び動画等の URL
- ・協力隊及び支援員又は本町職員による利用者コメントへの返信等

6. 利用者への回答

SNS 利用者からのコメントに対しては、返信する場合がありますが、全てのコメントに対しての返信を保証するものではありません。

7. 遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について、管理者が、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除及びその他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 本町及び他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) なりすましなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為
- (5) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 本町及び他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他、管理者が不相当と判断した行為

8. 知的財産権

- (1) SNS に掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権は、本町又は原著作者に帰属します。
- (2) 本 SNS の内容について、「私的使用のための複製」や「引用（リツイート）」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

9. 免責事項

- (1) 本町は、情報の正確性、完全性、有効性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 本町は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 本町は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 本町は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 本町は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、SNS の運用を中断し、又は中

止することがあります。

- (6) 上記のほか、本町は SNS に関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

10. 運用方針の変更

- (1) 運用方針は、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用方針は、別途定める場合を除き、SNS 上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

11. 個人情報に関する取り扱い

SNS の運用を通じて町が提供を受けた個人情報については、隠岐の島町個人情報保護条例（平成 16 年隠岐の島町条例第 210 号）に基づき、適切に取り扱います。

12. 問い合わせ先

隠岐の島町役場地域振興課

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地

電話（08512）2-8570 E-mail : chiiki@town.okinoshima.shimane.jp